

議案第 26 号

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例

橋本市立文教施設利用に関する条例（平成 18 年橋本市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
別表第 2（第 8 条関係） 1 紀見地区公民館、学文路地区公民館、隅田地区公民館、橋本地区公民館、紀見北地区公民館、山田地区公民館、恋野地区公民館基本使用料	別表第 2（第 8 条関係） 1 紀見地区公民館、学文路地区公民館、隅田地区公民館、橋本地区公民館、紀見北地区公民館、西部地区公民館、恋野地区公民館基本使用料

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。